

マイナンバーカード
日曜窓口をご利用ください

コンビニ交付サービスが
一時停止します

日時 2月9日(日)

午前9時～11時30分

会場 本庁舎市民課

④申請や更新手続きは予約不要。交付は、原則3日前までに受付専用電話(☎788・1780)でお申し込みください。

持ち物

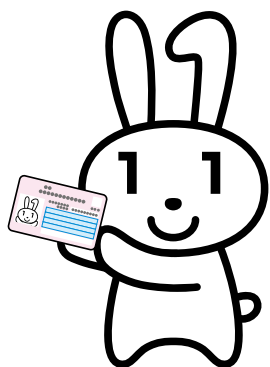
- ・通知カード(ある人)
- ・顔写真付きの本人確認書類1点(運転免許証、旅券、身体障害者手帳など)
- ・その他の本人が確認できる書類1点(健康保険証、年金手帳、氏名と生年月日記載の診察券など。顔写真付きの書類がない場合は2点)
- ・住民基本台帳カード(ある人)
- ・個人番号カード交付通知書(交付時のみ)

その他

- ・顔写真は窓口で無料撮影します。
- ・住民票、戸籍などの事務は行いません。

☎市民課 市民班

☎773・6661



☎市民課 市民班

☎773・6661

開始

2月20日(木)午前6時30分～

マイナンバー入り住民票交付

(木)午前6時30分

停止期間

2月17日(月)午後6時～20日

コンビニでの交付手数料は250円です。窓口交付より50円お得なコンビニ交付サービスをご活用ください。

システムメンテナンスのため、住民票の写し・印鑑証明書・所得証明書などのコンビニ交付サービスを停止します。メンテナンス後は、コンビニエンスストアでも「マイナンバー入り住民票」を取得できるようになります。

障害者虐待防止法を知っていますか

【問合せ】福祉課 障がい福祉係

☎773・6667 ☎773・6723

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」は、障がい者だけでなく、養護者も支援する法律です。

障がい者虐待とは、障がい者の家族・親族や施設の職員、雇用主などが行う次の行為です。

身体的虐待

暴力や体罰によって体を傷つけ、痛みを与える行為。体を縛りつけたり、過剰な投薬によって体の動きを抑制したりする行為。(気づき:体に傷やあざが絶えないなど)

性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。(気づき:人目を避け、部屋などに一人でいたがるなど)

心理的虐待

脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。(気づき:自分で自分を傷つける、パニック症状を起こすなど)

放棄・放任

食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないなど。

(気づき:衛生状態が悪い、栄養状態が悪いなど)

経済的虐待

本人の同意なく、またはだますなどして財産や年金、賃金を使うなどする。本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(気づき:日常生活に必要な金銭を渡されていないなど)



障がい者への虐待では?と思ったら通報・相談を

障がい者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくために、地域のみなさんの協力が必要です。障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応にご協力ください。

※休日・夜間の緊急相談などは、当直員(☎773・6660)が受理し、速やかに福祉課に連絡・報告します